証券コード　2815
平成27年６月４日

株　主　各　位

東京都渋谷区恵比寿南三丁目２番17号
アリアケジャパン株式会社
代表取締役社長　田　川　智　樹

第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第37回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成27年６月18日（木曜日）午後５時までに到着するようご返送いただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　　時　　平成27年６月19日（金曜日）午前10時
2．場　　　所　　長崎県北松浦郡佐々町小浦免字小浦浜1572番地21
当社九州第２工場
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3．目 的 事 項
報 告 事 項
1．第37期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第37期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役６名選任の件
第４号議案　監査等委員３名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件
第６号議案　監査等委員の報酬額設定の件
第７号議案　役員賞与支給の件
第８号議案　退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、特別の事情がない限り、株主でない代理人、ご同伴者様など、株主様以外の方は株主総会へご出席できませんのでご注意ください。
　なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.ariakejapan.com）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな景気回復が続きましたが、個人消費の持ち直しの遅れが見られました。一方、世界経済は、一部に先行き不透明さが見られましたが、全体として緩やかに回復しました。

食品業界におきましては、消費税増税、円安による原材料価格の上昇、天候動向により一部逆風を受けましたが、一方では経済環境改善の兆しも見えてきました。

このような状況下で、当社グループは「世界７極体制」を構築しているグローバルエンタープライズとして、また、天然調味料におけるリーディングカンパニーとして顧客ニーズを先取りし、全世界の既存事業の拡充と、新規事業の積極的な展開を図りつつ、「食の安全」「健康」「おいしさ」を追求してきました。

その結果、当連結会計年度の経営成績は以下のとおりとなりました。

当社（アリアケジャパン㈱）の売上高は、顧客第一の姿勢を貫いて拡販に努めた結果、前期比5.6％増（1,650百万円増）の31,296百万円となりました。

次に連結子会社の売上高に関しましては、海外子会社の売上増により、前期比27.3％増加しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、40,915百万円（前期比3,714百万円増）となり、前期比10.0％の増加となりました。

当社の営業利益は、売上高増加に伴う営業利益の増加が大きく貢献し、円安による為替の要因による原材料費の増加、及び製造原価の固定費増加（前期比約171百万円増加）などの費用増加を吸収し、前期比で206百万円増加（3.9％増加）の5,556百万円となりました。

連結営業利益は6,251百万円で、前期比で612百万円の増加（10.9%増加）となりました。

当社の経常利益は、主にデリバティブ評価損および為替差益の正味合計が679百万円発生し、前期のデリバティブ評価益および為替差益の合計962百万円から282百万円減少したため、経常利益合計では前期比109百万円減少（1.6%減少）の6,592百万円となりました。

連結経常利益は、7,562百万円（前期比325百万円増）と、前期比で4.5%増加しました。

また、当社の当期純利益は、4,299百万円（前期比74百万円増）と、前期比で1.8%増加しました。

連結当期純利益は、4,725百万円（前期比472百万円増）と、前期比で11.1%増加しました。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資1,642百万円であり、その主なものは当社の生産設備の拡充更新であります。

③ 資金調達の状況

設備の新設および拡充資金は、自己資金および一部借入により賄っております。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区　　分	第34期 (平成24年3月期)	第35期 (平成25年3月期)	第36期 (平成26年3月期)	第37期 (当連結会計年度) (平成27年3月期)
売　　上　　高(千円)	31,516,667	33,591,021	37,201,258	40,915,954
経　常　利　益(千円)	4,896,547	6,408,836	7,236,343	7,562,313
当 期 純 利 益(千円)	2,586,232	3,788,095	4,252,929	4,725,439
１株当たり当期純利益（円）	81.26	119.02	133.63	148.48
総　　資　　産(千円)	50,929,626	54,662,355	62,352,891	68,293,663
純　　資　　産(千円)	42,345,304	46,550,353	52,211,518	57,034,447
１株当たり純資産額（円）	1,322.84	1,452.87	1,626.85	1,775.07

（注）記載金額は、千円未満を切捨てによって表示しております。なお、１株当たり当期純利益および１株当たり純資産額については小数点第３位を四捨五入によって表示しております。

② 当社の財産および損益の状況

区　　分	第34期 (平成24年3月期)	第35期 (平成25年3月期)	第36期 (平成26年3月期)	第37期 (当事業年度) (平成27年3月期)
売　　上　　高(千円)	26,645,662	28,442,174	29,645,918	31,296,902
経　常　利　益(千円)	5,198,564	6,350,232	6,701,978	6,592,046
当 期 純 利 益(千円)	2,967,911	3,948,864	4,224,967	4,299,195
１株当たり当期純利益（円）	93.25	124.07	132.75	135.08
総　　資　　産(千円)	53,600,812	56,836,625	60,867,475	65,196,502
純　　資　　産(千円)	46,948,969	50,300,650	53,555,818	57,190,634
１株当たり純資産額（円）	1,475.07	1,580.39	1,682.73	1,797.01

（注）記載金額は、千円未満を切捨てによって表示しております。なお、１株当たり当期純利益および１株当たり純資産額については小数点第３位を四捨五入によって表示しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ディア．スープ	50,000千円	80%	物品販売業
株式会社エー・シー・シー	20,000千円	100%	コンビニエンス・ストア経営
ARIAKE U.S.A.,Inc.	18,000千米ドル	100%	天然調味料製造
青島有明食品有限公司	8,120千米ドル	80%	天然調味料製造
台湾有明食品股份有限公司	250,000千台湾元	100%	天然調味料製造
F.P.Natural Ingredients S.A.S.	22,000千ユーロ	100%	天然調味料製造
Ariake Europe N.V.	54,500千ユーロ	100%	天然調味料製造
Henningsen Nederland B.V.	359千ユーロ	100%	天然調味料製造

(注)上記の子会社８社を連結子会社とする当連結会計年度の売上高は、40,915百万円（前期比10.0％増）であり、当期純利益は4,725百万円（前期比11.1％増）となりました。

⑷　対処すべき課題

　当社グループは、引き続き独自の技術力と営業力を遺憾なく発揮して、既存商権の維持拡大と新規商権の開拓を進め、売上の増強と企業価値の向上に努めます。また、海外事業においては新たな規模の拡大を図り、更なる成長を目指します。

　当社の競争優位の源泉として、次の３点があげられます。

①米国、ヨーロッパを始め海外に６箇所の生産拠点を有する、グローバルエンタープライズです。従って、良質で廉価な原料調達が可能となります。

②コンピューター生産方式による大規模工場を確立しています。製造原価は規模に比例して逓減します。

③約50年の長い会社の歴史の中で、経験曲線が生きています。スキルや工程の「カイゼン」等が蓄積されています。

　これらの利点によって、高品質な製品を安価で生産する仕組みが出来上がっております。

　当社グループは今世紀初頭より、全世界で200億円にのぼる設備投資を実施しましたが、その成果が着実に現実化しております。即ち、平成22年３月期から平成27年3月期の５年間で、連結売上高は22,893百万円から40,915百万円へ18,022百万円（78.7％）増加、この間、連結営業利益は2,902百万円から6,251百万円へと3,349百万円（115.4％）増加しました。これは当社グループ製品の品質の高さが全世界で認識され、その評価が更に広まっていることを表しております。

　次期もまた当社グループの独自技術と最新設備を最大限に活用し、上記の特色を生かして安定的な収益を確保すべく、全力を尽くします。

　つきましては、当社グループの次期見通しとして、連結売上高は当期比12.4％増の46,007百万円を、連結営業利益は当期比26.9％増の7,933百万円を、また連結経常利益は当期比14.4％増の8,654百万円を予定しております。

　単体売上高は当期比10.9％増の34,696百万円を、単体営業利益は当期比16.1％増の6,452百万円を、また単体経常利益は当期比5.6％増の6,958百万円を見込んでおります。

　株主の皆様におかれましては、今後とも何とぞ一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

⑸　**主要な事業内容**（平成27年３月31日現在）

当社グループの主要事業は天然調味料の製造、加工および販売であり、チキン・ポーク・ビーフ等を原料としたエキストラクトの抽出から調味料製品にいたるまで一貫生産体制により製造し、液体スープ、液体天然調味料、粉体天然調味料、食肉加工品、油脂系調味料などを主要製品としております。

区　分	主　要　品　目
液体スープ	洋風スープ（チキンスープ、ポークスープなど） 中華スープ（チキンスープ、ポークスープなど） 各種ブイヨン（チキンブイヨン、チキンスープストックなど）
液体洋風ソースベース	各種ソース（フォンドヴォー、デミグラスソースなど）
液体天然調味料	チキンエキス、ポークエキス、ビーフエキスなど
粉体天然調味料	チキンエキスパウダー、ポークエキスパウダー、 ビーフエキスパウダーなど
その他	食肉加工品、シーズニングオイルなど

⑹　主要な営業所および工場（平成27年３月31日現在）

当社本社　東京都渋谷区恵比寿南三丁目２番17号
国内営業拠点　当社　全国５地区
国内生産拠点　当社九州第１工場（長崎県佐世保市）
九州第２工場（長崎県北松浦郡）
海外生産拠点　ARIAKE U.S.A.,Inc.（米国）
青島有明食品有限公司（中国）
台湾有明食品股份有限公司（台湾）
Ariake Europe N.V.（ベルギー）
F.P.Natural Ingredients S.A.S.（フランス）
Henningsen Nederland B.V.（オランダ）

⑺　使用人の状況（平成27年３月31日現在）

①　企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
854（348）名	7名減(10名増)

（注）使用人数は就業員数であり、臨時社員（嘱託含む）は（　）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

②　当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
434（287）名	4名増(3名増)	36.8歳	13.8年

（注）使用人数は就業員数であり、臨時社員（嘱託含む）は（　）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

⑻　主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額	
株式会社三井住友銀行	741,689千円	6,172千ドル

2．会社の現況

⑴　株式の状況（平成27年３月31日現在）

①　**発行可能株式総数**　130,000,000株

②　**発行済株式の総数**　32,808,683株

③　**株主数**　13,968名

④　**大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
ジャパンフードビジネス株式会社	9,255千株	29.08%
公益財団法人岡田甲子男記念奨学財団	2,196	6.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,454	4.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,235	3.88
GOLDMAN, SACHS&CO.REG	1,168	3.67
JPMC OPPENHEIMER JASDEC LENDING ACCOUNT	1,044	3.28
岡田甲子男	983	3.09
JP MORGAN CHASE BANK 385174	951	2.99
株式会社王将フードサービス	784	2.46
岡田直己	782	2.46

（注）１．当社は自己株式を983,271株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
　　　２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。
　　　３．持株数は、千株未満を切捨てによって表示しております。

⑵　新株予約権等の状況

該当事項はありません。

⑶　会社役員の状況

①　取締役および監査役の状況（平成27年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	岡　田　甲子男	ジャパンフードビジネス株式会社代表取締役社長 Ariake Europe N.V. 取締役社長
代表取締役社長	田　川　智　樹	台湾有明食品股份有限公司董事長 F.P.Natural Ingredients S.A.S.取締役社長 Henningsen Nederland B.V.取締役社長
代表取締役副社長	岩　城　勝　利	海外関連企業管掌兼内部統制室長 青島有明食品有限公司董事長
常務取締役	月　足　太維助	九州工場長
常務取締役	和　泉　仁　司	工務部長
取締役	白　川　直　樹	技術開発部長
取締役	松　本　幸　一	経理部長兼経営管理室長
取締役	内　田　芳　一	営業統括部長
取締役	岡　田　直　己	総務部長
取締役（社外）	竹　下　直　慶	藤森工業株式会社社外取締役
常勤監査役	木　村　守　洋	
監査役（社外）	井　阪　健　一	
監査役（社外）	大　野　剛　義	株式会社治コンサルタント代表取締役

（注）１．竹下直慶氏は、社外取締役であります。
２．監査役井阪健一氏および大野剛義氏の両氏は、社外監査役であります。
３．代表取締役副社長岩城勝利氏は、平成26年６月20日付で専務取締役から代表取締役副社長に就任しました。
４．当社は取締役竹下直慶氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役および監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取　締　役 （うち社外取締役）	10名 （1名）	140,565千円 （3,465千円）
監　査　役 （うち社外監査役）	4名 （3名）	35,095千円 （20,355千円）
合　　計	14名	175,660千円

（注）1．取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
　　使用人兼務取締役　　42,048千円

2．報酬等の総額には、平成27年6月19日開催予定の第37回定時株主総会におきまして承認された場合に支払われることとなる以下のものが含まれております。
　　役員賞与　取締役　8名　58,300千円
　　　　　　　監査役　1名　5,500千円

③ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

　社外監査役大野剛義氏は、株式会社治コンサルタントの代表取締役を兼務しております。

　社外取締役竹下直慶氏は、藤森工業株式会社の社外取締役を兼任しております。

　なお、当社と各社外役員の兼職先との間に重要な取引関係はありません。

ロ．当事業年度中における主な活動状況

	出席状況および発言状況
取締役　竹下直慶	当事業年度において、平成26年６月20日に監査役を退任するまでに開催された取締役会４回の全てに、監査役会４回の全てに出席しました。また、平成26年6月20日に取締役に就任以降、当事業年度に開催された取締役会18回に全て出席し、主に経験および金融・経済の専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
監査役　井阪健一	当事業年度開催の取締役会21回のうち９回に出席し、主に経験および金融・経済の専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。 また、当事業年度開催の監査役会７回に全て出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役　大野剛義	当事業年度開催の取締役会21回のうち10回に出席し、主に経験および金融・経済の専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。 また、当事業年度開催の監査役会７回に全て出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役竹下直慶氏は、当社定款および会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5,000千円または会社法第425条第１項に定める額のいずれか高い額としております。

⑷　会計監査人の状況

① 名称　　　　　　　　　　優成監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

　会社法第340条第１項各号に掲げられている事由およびこれに準ずる事由等を会計監査人の解任または不再任の決定方針としております。

④ 責任限定契約の内容の概要

　該当事項はありません。

⑸　業務の適正を確保するための体制

当社は取締役会において、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備について以下のとおり決議しております。

①　取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

・取締役会は、取締役会決議・報告基準を整備し、当該付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定する。
・代表取締役社長は、社内規則に則り取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、係る決定、取締役会決議、社内規則に従い職務を執行する。
・取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会基準に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
・取締役の職務執行状況は、監査基準および監査計画に基づき監査役の監査を受ける。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

・取締役の職務執行に係る情報については、法令および文書管理規程に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
・法令または証券取引所適時開示規則に則り、必要な情報開示を行う。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・業務執行に係るリスクをトータルに認識・評価し適切なリスク対応を行うために、「リスク管理規程」を定め、全社的なリスク管理体制を整備する。
・リスク管理の実効性を確保するため、代表取締役社長を委員長とし、委員については外部より弁護士、技術士等の専門家を加えた「リスク管理委員会」を設置する。
・リスク管理委員会は、事務局を内部統制室に設置することができる。
・リスク管理委員会は、リスク管理の状況等につき、取締役会に定期的に報告する。
・リスク管理委員会は、リスク管理の方針の決定、リスク管理に係るリスクの評価およびリスクの予防措置の検討等を行うとともに、個別事案の検証を通じて、全社的なリスク管理体制の整備を図る。また、リスク管理委員会は、適宜テーマ別ワーキンググループを設置するものとし、当該ワーキンググループは、与えられたテーマに係るリスクの具体的対応

策および予防措置の検討を行う。
・不測の事態が発生した場合の手続きを含む危機管理体制を整備し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止める。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月１回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。また、決裁に関する職務権限規程において、取締役決裁、社長決裁等の決裁権限を定め、社長決裁事項に関しては、原則として、月１回または随時開催している取締役会にて審議または報告を行う。
・取締役の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、組織規程において各部門の業務分掌を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

⑤　使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
・使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動をとる規範を示した「企業行動基準」を定め、職制を通じて適正な業務執行の徹底と監督を行うとともに、問題があった場合は就業規則に則り、適正に処分する。
・コンプライアンス上、疑義ある行為について使用人が社内の通報窓口、または社外の弁護士等の専門家を通じて会社に通報できる「内部通報規程」を作成し、これを運営するものとする。
・業務執行部門から独立した内部統制室が内部監査計画に基づき定期的に内部監査を実施し、当該取締役および監査役に報告する。

⑥　当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・グループとして業務の適正性・効率性を確保するため、「関係会社管理規程」を策定し、この規則に則ったグループ経営を推進する。
・子会社は、当社との連携・情報の共有を保ちつつ、当社のリスク管理規程に準じ、自律的に体制を整備し運営する。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
・監査役の職務を補助するため、必要に応じ使用人若干名を置くことができ、監査役が要請を行ったときは代表取締役社長との間で意見交換を行う。

⑧　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
・監査役より監査役を補助することの要請を受けた使用人は、その要請に関して、取締役および上長等の指揮・命令を受けないものとする。また、

当該使用人の人事異動、人事評価および懲戒処分は、監査役会の同意を得なければならないものとする。

⑨　取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役会への報告に関する体制

・取締役および従業員が監査役に報告すべき事項、監査役が出席する会議体、監査役が閲覧する書類等を明確に定め、取締役および従業員に対して周知徹底を図るものとする。
・上記にかかわらず、監査役が必要に応じていつでも取締役および従業員に対して報告を求め、重要と思われる会議に出席し、また、書類の提示を求めることができるものとする。
・取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告するものとする。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
・監査役は、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。
・監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

⑹　会社の支配に関する基本方針

当社は、平成18年５月18日に開催された取締役会において、特定株主グループの議決権割合を20％以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20％以上となる当社株式等の買付行為（いずれにしてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針を決議しております。

①　基本的な考え方

当社取締役会は、大規模買付行為を受け入れるかどうかは、最終的には、当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであり、当社株主の皆様が適切な判断を行うためには、大規模買付行為が行われようとする場合に、当社取締役会を通じ、当社株主の皆様に十分な情報が提供される必要があると考えます。従いまして当社取締役会としては、株主の皆様の判断のために、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後に、これを評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示します。ま

た、必要に応じて、大規模買付者と交渉したり、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。
当社は連結売上高409億円、連結従業員数865人、連結子会社８社を擁する企業グループであります（平成27年3月期実績）。また、当社は創業者およびそのグループが発行済株式数の約40％を保有しておりますが、当社として天然調味料事業をより大きく発展・成長させるためには、多くの友好的安定株主の皆様の強いご支援とご協力が必要と考えています。従いまして、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切な情報が提供されることは、株主の皆様が、当社の経営に影響力を持ち得る大規模買付行為における対価の妥当性等の諸条件を判断するうえで役立つものと考えます。また、大規模買付行為が行われようとする場合には、これまで当社株式を保有してこられた多くの株主の皆様にとっては、このような大規模買付行為が当社グループの経営に与える影響、大規模買付者が考える当社グループの経営方針や事業計画の内容、そして、お客様、従業員等の当社グループを取り巻く多くの関係者に対する影響等も、大規模買付行為を受け入れるかどうかを決定するにあたっての重要な判断材料であると考えます。
当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。

② 大規模買付ルールの設定

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定める大規模買付ルールに従って行われることが、当社株主全体の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。
具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社の株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。その項目の一部は以下のとおりです。
①大規模買付者およびそのグループの概要
②大規模買付行為の目的および内容
③買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け
④大規模買付行為完了後に意図する当社経営方針および事業計画
大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立

準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。当社はこの意向表明書の受領後５営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役間に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、最大60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）または最大90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

③　大規模買付ルールが遵守されなかった場合の対抗措置

大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、当社株主全体の利益の保護を目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。なお、新株予約権を無償割当する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主全体の利益を保護するという観点から、株主の皆様に、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価および意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保証することを目的とするものです。大規模買付ルールが遵守されている場合、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかでない限り、当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止しようとするものではありません。今回の大規模買付ルールの設定およびそのルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、当社株主全体の正当な利益を保護するための相当かつ適切な対応であ

ると考えます。他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないように予め注意を喚起いたします。

④　株主・投資家に与える影響

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断されるために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、更には、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をされることが可能となり、そのことが当社株主および投資家の皆様の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を為される上での前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、大規模買付行為者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付行為者の動向にご注意ください。

また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により当社取締役会の権限として認められている対抗措置をとる場合がありますが、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において損失を被るような事態は想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行についての当社株主の皆様にかかわる手続きについては、次のとおりとなります。

新株予約権の発行につきましては、新株予約権を取得するために所定の期間内に行使価額の払込みをしていただく必要があります。係る手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	**29,968,190**
現金及び預金	12,955,853
受取手形及び売掛金	8,054,268
有価証券	1,081,368
商品及び製品	2,765,089
仕掛品	855,994
原材料及び貯蔵品	2,054,591
繰延税金資産	156,992
その他	2,048,526
貸倒引当金	△4,495
固定資産	**38,325,473**
有形固定資産	**24,187,274**
建物及び構築物	12,211,988
機械装置及び運搬具	6,997,648
土地	4,776,579
リース資産	19,936
建設仮勘定	25,597
その他	155,522
無形固定資産	**1,125,819**
のれん	959,134
その他	166,684
投資その他の資産	**13,012,379**
投資有価証券	9,893,724
長期貸付金	12,436
投資不動産	684,960
その他	2,422,423
貸倒引当金	△1,165
資産合計	**68,293,663**

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	**8,073,962**
支払手形及び買掛金	3,618,361
短期借入金	836,738
リース債務	11,038
未払法人税等	1,337,112
賞与引当金	202,200
役員賞与引当金	63,800
その他	2,004,710
固定負債	**3,185,253**
長期借入金	51,113
リース債務	9,895
繰延税金負債	1,538,716
退職給付に係る負債	876,397
役員退職慰労引当金	360,191
その他	348,939
負債合計	**11,259,216**
（純資産の部）	
株主資本	**52,046,097**
資本金	**7,095,096**
資本剰余金	**7,833,869**
利益剰余金	**39,183,311**
自己株式	**△2,066,179**
その他の包括利益累計額	**4,446,183**
その他有価証券評価差額金	**2,645,340**
為替換算調整勘定	**1,852,500**
退職給付に係る調整累計額	**△51,658**
少数株主持分	**542,167**
純資産合計	**57,034,447**
負債純資産合計	**68,293,663**

連結損益計算書

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**40,915,954**
売上原価		28,239,105
売上総利益		**12,676,849**
販売費及び一般管理費		6,424,960
営業利益		**6,251,888**
営業外収益		
受取利息及び配当金	235,020	
為替差益	1,187,218	
受取家賃	31,120	
その他	208,666	1,662,025
営業外費用		
支払利息	26,048	
賃貸収入原価	46,614	
デリバティブ評価損	198,195	
その他	80,741	351,600
経常利益		**7,562,313**
特別利益		
固定資産売却益	145,379	
寄付金受入額	1,128,877	1,274,257
特別損失		
減損損失	1,145,075	
関係会社債権放棄損	20,736	
早期退職関連費用	39,108	1,204,920
税金等調整前当期純利益		**7,631,650**
法人税、住民税及び事業税	2,525,823	
法人税等調整額	316,914	2,842,737
少数株主損益調整前当期純利益		**4,788,913**
少数株主利益		63,474
当期純利益		**4,725,439**

連結株主資本等変動計算書

（平成26年 4 月 1 日から
平成27年 3 月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	7,095,096	7,833,869	36,153,808	△2,062,514	49,020,258
会計方針の変更による累積影響額			△87,991		△87,991
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,095,096	7,833,869	36,065,817	△2,062,514	48,932,267
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,607,944		△1,607,944
当期純利益			4,725,439		4,725,439
自己株式の取得				△3,664	△3,664
自己株式の処分					－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	3,117,494	△3,664	3,113,829
当連結会計年度期末残高	7,095,096	7,833,869	39,183,311	△2,066,179	52,046,097

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	1,626,742	1,120,558	9,664	2,756,966	434,293	52,211,518
会計方針の変更による累積影響額						△87,991
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,626,742	1,120,558	9,664	2,756,966	434,293	52,123,527
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,607,944
当期純利益						4,725,439
自己株式の取得						△3,664
自己株式の処分						－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	1,018,598	731,942	△61,323	1,689,217	107,873	1,797,090
連結会計年度中の変動額合計	1,018,598	731,942	△61,323	1,689,217	107,873	4,910,920
当連結会計年度期末残高	2,645,340	1,852,500	△51,658	4,446,183	542,167	57,034,447

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

⑴　連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の状況

連結子会社の数	８社
主要な連結子会社の名称	株式会社ディア．スープ 株式会社エー・シー・シー ARIAKE U.S.A., Inc. 青島有明食品有限公司 台湾有明食品股份有限公司 F. P. Natural Ingredients S.A.S. Ariake Europe N.V. Henningsen Nederland B.V.

②　主要な非連結子会社の状況

主要な非連結子会社の名称	アリアケファーム株式会社
③　連結の範囲から除いた理由	非連結子会社アリアケファーム株式会社は小規模会社であり、合計の総資産、売上高､当期純損益および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響をおよぼしていないためであります。

⑵　持分法の適用に関する事項

①　持分法を適用した非連結子会社および関連会社の状況

該当事項はありません。

②　持分法を適用しない非連結子会社および関連会社のうち主要な会社の状況

非連結子会社	アリアケファーム株式会社
③　持分法を適用しない理由	アリアケファーム株式会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類におよぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

⑶　連結子会社の事業年度等に関する事項

ARIAKE U.S.A., Inc.、青島有明食品有限公司、F.P.Natural　Ingredients

S.A.S.、Ariake Europe N.V.、Henningsen Nederland B.V.および台湾有明食品股份有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を採用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

2．重要な会計方針等

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
その他有価証券	
時価のあるもの	連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準および評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

製　品	主として個別法による原価法
原材料	主として移動平均法による原価法
仕掛品	主として個別法による原価法
貯蔵品	最終仕入原価法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社および国内連結子会社

定率法

　ただし、平成10年４月１日以降に取得し、または事業の用に供した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

	なお、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年均等償却によっております。
在外連結子会社	見積耐用年数に基づく定額法
無形固定資産（リース資産を除く）	
	定額法 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法
リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
投資不動産	定率法

⑸　引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	在外連結子会社を除き、従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
役員賞与引当金	当社は役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支出に備えて当社は役員の退職慰労金等に関する内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑹　退職給付に係る負債の計上基準	退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定

の年数（５年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑺　連結計算書類の作成の基礎となった連結会社の計算書類の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外連結子会社等の資産、負債、収益および費用は、連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めております。

⑻　のれん償却方法および償却期間　　のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

⑼　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。

３．会計方針の変更

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割

引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が134,956千円増加し、利益剰余金は87,991千円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前純利益に及ぼす影響は軽微であります。

4．未適用の会計基準等

該当事項はありません。

5．会計上の見積りの変更

該当事項はありません。

6．連結貸借対照表に関する注記

(1)　有形固定資産の減価償却累計額　31,933,339千円

(2)　投資不動産の減価償却累計額　150,460千円

7．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)　発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	32,808千株	－千株	－千株	32,808千株

(2)　自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	981千株	1千株	－千株	983千株

（注）普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

⑶　剰余金の配当に関する事項

①　配当金の支払額等

イ．平成26年６月20日開催の第36回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	954,801千円
・１株当たり配当額	30円
・基準日	平成26年３月31日
・効力発生日	平成26年６月23日

ロ．平成26年11月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	636,520千円
・１株当たり配当額	20円
・基準日	平成26年９月30日
・効力発生日	平成26年12月８日

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成27年６月19日開催の第37回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	1,113,889千円
・１株当たり配当額	35円
・基準日	平成27年３月31日
・効力発生日	平成27年６月22日

８．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用は、短期的な預金等に限定し､資金調達は、銀行借入による方針です｡デリバティブ取引は、原材料コストを安定化する目的で利用し、投機目的では利用しておりません。

②　金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

売掛債権の顧客の信用リスクは、与信管理規程に従い、与信管理体制を整備するとともに四半期ごとに信用状況を把握しております｡なお、ほとんどすべての債権は、半年以内の入金期日であります。

有価証券及び投資有価証券については､安全性の高い金融商品または当社グループの業務上の関係を有する顧客や仕入先メーカーの株式であり､当社グループでは、毎月の経営会議で時価動向が報告されております。

営業債務である支払手形および買掛金は､そのほとんどが１年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては､為替の変動リスクに晒されておりますが、為替予約を利用してヘッジしております。

借入金は主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って実需の範囲で実行しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項（平成27年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	12,955,853千円	12,955,853千円	－千円
(2) 受取手形及び売掛金	8,054,268	8,054,268	－
(3) 有価証券及び投資有価証券	10,741,677	10,800,777	59,100
(4) デリバティブ債権	557,240	557,240	－
(5) 長期定期預金	2,019,125	2,019,125	－
資産合計	34,328,166	34,387,266	59,100
(6) 支払手形及び買掛金	(3,618,361)	(3,618,361)	－
(7) 短期借入金	(836,738)	(836,738)	－
(8) 長期借入金	(51,113)	(51,343)	△230
負債合計	(4,506,213)	(4,506,443)	△230

※負債に計上されているものについては、（　　）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金、ならびに(2)受取手形及び売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)デリバティブ債権

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(5)長期定期預金

長期間で決済されますが、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)支払手形及び買掛金、ならびに(7)短期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8)長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

２．非上場株式（連結貸借対照表計上額233,415千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

９．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　1,775円07銭

⑵　１株当たり当期純利益　148円48銭

（注）１株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

連結損益計算書上の当期純利益	4,725,439千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る当期純利益	4,725,439千円
期中平均株式数	31,826千株

貸借対照表

(平成27年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	**21,986,362**
現金及び預金	10,060,572
受取手形	333,345
売掛金	5,620,158
有価証券	1,081,368
商品及び製品	1,771,852
仕掛品	513,229
原材料及び貯蔵品	1,532,551
前渡金	179,672
前払費用	66,012
繰延税金資産	146,848
デリバティブ債権	557,240
その他	126,893
貸倒引当金	△3,382
固定資産	**43,210,139**
有形固定資産	**13,552,061**
建物	5,434,867
構築物	261,164
機械及び装置	3,780,167
船舶	30
車両運搬具	36,889
工具、器具及び備品	42,236
土地	3,974,466
リース資産	19,936
建設仮勘定	2,302
無形固定資産	**32,986**
ソフトウェア	25,847
電話加入権	7,139
投資その他の資産	**29,625,091**
投資有価証券	9,892,224
関係会社株式	14,271,050
関係会社出資金	413,095
従業員長期貸付金	12,436
関係会社長期貸付金	2,055,176
長期前払費用	58,599
投資不動産	684,960
保険積立金	282,726
その他	2,031,588
貸倒引当金	△76,765
資産合計	**65,196,502**

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	**5,994,420**
支払手形	968,199
買掛金	2,026,305
リース債務	11,038
未払金	887,705
未払費用	188,795
未払法人税等	1,108,719
未払消費税等	416,598
預り金	71,775
賞与引当金	180,403
役員賞与引当金	63,800
その他	71,079
固定負債	**2,011,446**
リース債務	9,895
繰延税金負債	839,739
退職給付引当金	801,560
役員退職慰労引当金	360,191
その他	60
負債合計	**8,005,867**
(純資産の部)	
株主資本	**54,545,294**
資本金	**7,095,096**
資本剰余金	**7,833,869**
資本準備金	7,833,869
利益剰余金	**41,682,508**
利益準備金	441,000
その他利益剰余金	41,241,508
特別償却準備金	114,920
別途積立金	7,820,000
繰越利益剰余金	33,306,587
自己株式	**△2,066,179**
評価・換算差額等	**2,645,340**
その他有価証券評価差額金	**2,645,340**
純資産合計	**57,190,634**
負債純資産合計	**65,196,502**

損 益 計 算 書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**31,296,902**
売上原価		21,207,607
売上総利益		**10,089,294**
販売費及び一般管理費		4,533,172
営業利益		**5,556,122**
営業外収益		
受取利息及び配当金	224,578	
有価証券利息	82,817	
為替差益	877,728	
受取家賃	40,648	
その他	60,133	1,285,907
営業外費用		
賃貸収入原価	46,614	
デリバティブ評価損	198,195	
その他	5,173	249,983
経常利益		**6,592,046**
特別利益		
固定資産売却益	145,379	145,379
特別損失		
関係会社債権放棄損	75,627	75,627
税引前当期純利益		**6,661,799**
法人税、住民税及び事業税	2,258,000	
法人税等調整額	104,604	2,362,604
当期純利益		**4,299,195**

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
		資本剰余金		利益剰余金				
	資本金	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 特別償却準備金	その他利益剰余金 別途積立金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	7,095,096	7,833,869	7,833,869	441,000	56,842	7,820,000	30,744,782	39,062,625
会計方針の変更による累積的影響額							△87,991	△87,991
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,095,096	7,833,869	7,833,869	441,000	56,842	7,820,000	30,656,791	38,974,634
当期変動額								
特別償却準備金の繰入					72,196		△72,196	−
特別償却準備金の取崩					△14,118		14,118	−
剰余金の配当							△1,591,322	△1,591,322
当期純利益							4,299,195	4,299,195
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）								
当期変動額合計	−	−	−	−	58,077	−	2,649,796	2,707,873
当期末残高	7,095,096	7,833,869	7,833,869	441,000	114,920	7,820,000	33,306,587	41,682,508

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己資本	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△2,062,514	51,929,076	1,626,742	1,626,742	53,555,818
会計方針の変更による累積的影響額		△87,991			△87,991
会計方針の変更を反映した当期首残高	△2,062,514	51,841,085	1,626,742	1,626,742	53,467,827
当期変動額					
特別償却準備金の繰入		−			−
特別償却準備金の取崩		−			−
剰余金の配当		△1,591,322			△1,591,322
当期純利益		4,299,195			4,299,195
自己株式の取得	△3,664	△3,664			△3,664
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）			1,018,598	1,018,598	1,018,598
当期の変動額合計	△3,664	2,704,209	1,018,598	1,018,598	3,722,807
当期末残高	△2,066,179	54,545,294	2,645,340	2,645,340	57,190,634

個別注記表

1．重要な会計方針

⑴ 有価証券の評価基準および評価方法

子会社および関連会社株式	移動平均法による原価法
満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

⑵ デリバティブの評価基準および評価方法

時価法

⑶ たな卸資産の評価基準および評価方法

商　品	個別法による原価法
製　品	個別法による原価法
原材料	移動平均法による原価法
仕掛品	個別法による原価法
貯蔵品	最終仕入原価法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

⑷ 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得し、又は事業の用に供した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年均等償却によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
長期前払費用	定額法

投資不動産	定率法

⑸ 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑹ 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
役員賞与引当金	役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。
役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支出に備えて、役員の退職慰労金等に関する内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑺ 消費税等の会計処理	税抜方式によっております。

〔会計方針の変更〕

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が134,956千円増加し、繰越利益剰余金が87,991千円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に及ぼす影響は軽微であります。

２．貸借対照表に関する注記

⑴　関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものも含む）

①短期金銭債権	184,863千円
②長期金銭債権	2,055,176千円
③短期金銭債務	91,333千円

⑵　有形固定資産の減価償却累計額	23,815,936千円
⑶　投資不動産の減価償却累計額	150,460千円

⑷　偶発債務

債務保証

ARIAKE U.S.A., Inc.	741,689千円
アリアケファーム㈱	480,040千円

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高

①売上高	49,638千円
②営業費用	2,856,315千円
営業取引以外の取引高	105,777千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数

普通株式	983,271株

5．税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産	
未払事業税否認額	86,800千円
賞与引当金損金算入限度超過額	58,252千円
棚卸評価損	598千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	252,571千円
役員退職慰労引当金	113,496千円
貸倒引当金	25,190千円
減損損失	20,570千円
ゴルフ会員権評価損否認	8,709千円
その他	11,175千円
繰延税金資産合計	577,366千円
繰延税金負債	
特別償却準備金	△53,222千円
その他有価証券評価差額金	△1,217,034千円
繰延税金負債合計	△1,270,257千円
繰延税金負債の純額	△692,891千円

6．関連当事者との取引に関する注記

(1)　役員等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	ヒル・トップフードシステム㈱	福岡県福岡市	30,000千円	飲食店の経営	なし	なし	製品・商品の販売	製品・商品の販売	252,007	売掛金	30,315
							施設の賃貸	施設利用料の受入	1,200	前受金	108
	ジャパンフードビジネス㈱	東京都渋谷区	20,000千円	資産管理	（被所有）直接 29.1	役員2名	施設の賃貸	施設利用料の受入	2,400	前受金	216

（注）1．記載しております金額について、取引高についての取引金額には消費税等は含まれておりませんが、債権債務の期末残高には消費税等を含んでおります。
2．取引条件は、一般取引先と同様の条件であります。

(2)　子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	ARIAKE U.S.A.,Inc.	米国バージニア州	18,000千米ドル	天然調味料の製造及び販売	(所有)直接100.0	なし	原材料・商品の仕入 製品・商品の販売 資金の貸付	原材料・商品の仕入	733,312	前渡金	56,133
								製品・商品の販売	9,570	売掛金	1,882
								資金の貸付	(純額) 210,995	関係会社長期貸付金	1,469,876
								債務保証	741,689	－	－
	青島有明食品有限公司	中国山東省	8,120千米ドル	天然調味料の製造及び販売	(所有)直接80.0	役員２名	原材料・商品の仕入 資金の貸付	原材料・商品の仕入	300,248	買掛金	19,589
								資金の貸付	(純額) 12,075	関係会社長期貸付金	334,119
	台湾有明食品股份有限公司	台湾屏東県	250,000千台湾元	天然調味料の製造及び販売	(所有)直接100.0	役員２名	原材料・商品の仕入 製品・商品の販売	原材料・商品の仕入	290,973	前渡金	4,595
								製品・商品の販売	5,185	－	－
	Ariake Europe N.V.	ベルギーマースメヒレン市	54,500千ユーロ	天然調味料の製造及び販売	(所有)直接99.8 [間接0.2]	役員２名	原材料・商品の仕入	原材料・商品の仕入	487,025	前渡金	21,659
	F.P. Natural Ingredients S.A.S.	フランスアランソン市	22,000千ユーロ	天然調味料の製造及び販売	(所有)直接100.0	役員１名	原材料・商品の仕入 資金の貸付	原材料･商品の仕入	371,501	前受金	89,446
								資金の貸付	(純額) 4,582	関係会社長期貸付金	101,180
	アリアケファーム株式会社	長崎県佐世保市	15,100千円	農産物の栽培	(所有)直接9.9 [間接89.4]	役員１名	原材料の仕入	原材料の仕入	652,431	買掛金	70,910
								債務保証	480,040	－	－
	株式会社ディア・スープ	東京都渋谷区	50,000千円	物品の販売	(所有)直接80.0	役員１名	製品・商品の販売 商品の仕入 資金の貸付	製品・商品の販売	34,598	売掛金	1,058
								資金の貸付	－	関係会社長期貸付金	150,000

（注）１．記載しております金額について、取引高についての取引金額には消費税等は含まれておりませんが、債権債務の期末残高には消費税等を含んでおります。
２．取引条件は、一般取引先と同様の条件であります。

3．ARIAKE　U.S.A., Inc.およびアリアケファーム株式会社の債務保証は同社の銀行借入について、当社が保証したものであります。
4．貸付金の利息については、市場金利を勘案し決定しております。
5．株式会社ディア．スープへの関係会社長期貸付金に対し、75,600千円の貸倒引当金を計上しております。

7．１株当たり情報に関する注記

(1)　１株当たり純資産額　1,797円01銭

(2)　１株当たり当期純利益　135円08銭

（注）１株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	4,299,195千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る当期純利益	4,299,195千円
期中平均株式数	31,826千株

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月19日

アリアケジャパン株式会社
取　締　役　会　御　中

優　成　監　査　法　人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　小　松　亮　一　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　陶　江　　徹　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、アリアケジャパン株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アリアケジャパン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月19日

アリアケジャパン株式会社

取　締　役　会　御　中

優　成　監　査　法　人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　小　松　亮　一　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　陶　江　　徹　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、アリアケジャパン株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年4月１日から平成27年3月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月22日

常勤監査役　木 村 守 洋　㊞

社外監査役　井 阪 健 一　㊞

社外監査役　大 野 剛 義　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第37期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

①　配当財産の種類
　　金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　　当社普通株式１株につき金35円といたしたいと存じます。
　　なお、この場合の配当総額は1,113,889,420円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成27年６月22日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。

併せて、同改正法により会社法第427条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大するべく所要の変更を行うものであります。この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第1条～第17条　（条文省略）	第1条～第17条　（現行どおり）
第４章　取締役及び取締役会	**第４章　取締役及び取締役会**
（取締役及び取締役会の設置） 第18条　（条文省略）	**（取締役及び取締役会の設置）** 第18条　（現行どおり）
（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役は、11名以内とする。	**（取締役の員数）** 第19条　当会社の取締役<u>（監査等委員であるものを除く。）</u>は、11名以内とする。
（新設）	<u>２　当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は４名以内とする。</u>
（取締役の選任） 第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。	**（取締役の選任）** 第20条　取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会の決議によって選任する。
２　（条文省略） ３　（条文省略）	２　（現行どおり） ３　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（取締役の責任免除） 第21条　（条文省略） 2　当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、あらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額といずれか高い額とする。	（取締役の責任免除） 第21条　（現行どおり） 2　当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、あらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額といずれか高い額とする。
（取締役の任期） 第22条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 （新設） ２　補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期満了のときまでとする。	（取締役の任期） 第22条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 ２　前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 ３　補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期満了のときまでとする。
（新設）	（業務執行の決定の取締役への委任） 第23条　当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。
（取締役会の招集） 第23条　（条文省略）	（取締役会の招集） 第24条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会の決議の省略） 第24条　当会社は取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。	**（取締役会の決議の省略）** 第25条　当会社は取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（代表取締役及び役付取締役） 第25条　当会社は、取締役会決議によって、代表取締役を選定する。 2　（条文省略） 3　取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、また、必要に応じ、会長及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	**（代表取締役及び役付取締役）** 第26条　当会社は、取締役会決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から代表取締役を選定する。 2　（現行どおり） 3　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から取締役社長１名を選定し、また、必要に応じ、会長及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
（業務執行） 第26条　（条文省略）	**（業務執行）** 第27条　（現行どおり）
（取締役の報酬等） 第27条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	**（取締役の報酬等）** 第28条　取締役の報酬等は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第５章　監査役及び監査役会	**第５章　監査等委員会**
（監査役及び監査役会の設置） 第28条　当会社は監査役及び監査役会を置く。	**（監査等委員会の設置）** 第29条　当会社は監査等委員会を置く。
（監査役の員数） 第29条　当会社の監査役は、４名以内とする。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
（監査役の選任） 第30条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除） （削除）
（監査役の任期） 第31条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 ２　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除） （削除）
（監査役会の招集） 第32条　監査役会は、その定めるところによりこれを招集するものとし、その通知は、各監査役に対して会日の３日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（監査等委員会の招集） 第30条　監査等委員会は、その定めるところによりこれを招集するものとし、その通知は、各監査等委員に対して会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
（常勤監査役） 第33条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（削除）
（監査役の報酬等） 第34条　監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。	（削除）
（監査役の責任免除） 第35条　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
2　当会社は社外監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、あらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額といずれか高い額とする。	（削除）
（新設）	（監査等委員会の決議の方法） 第31条　監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（新設）	（監査等委員会規則） 第32条　監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第６章　会計監査人 第36条〜第38条（条文省略）	**第６章　会計監査人** 第33条〜第35条（現行どおり）
（会計監査人の報酬等） 第39条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	**（会計監査人の報酬等）** 第36条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
（会計監査人の責任免除） 第40条　（条文省略）	**（会計監査人の責任免除）** 第37条　（現行どおり）
第７章　計算 第41条〜第43条（条文省略）	**第７章　計算** 第38条〜第40条（現行どおり）
（新設）	**附則** **（監査役の責任免除に関する経過措置）** 当会社は、第37回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第３号議案　取締役６名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（10名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな）（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	岡田　甲子男（おかだ　きねお）（昭和８年10月25日生）	昭和41年６月　有明食品化工㈱代表取締役社長 昭和56年６月　当社代表取締役社長 昭和60年２月　ARIAKE U.S.A., Inc.取締役会長 平成元年８月　ジャパンフードビジネス㈱代表取締役社長（現任） 平成６年12月　青島有明食品有限公司董事長 平成15年３月　F.P.Natural Ingredients S.A.S. 取締役社長 平成16年１月　Ariake Europe N.V.取締役社長（現任） 平成19年６月　当社代表取締役会長（現任） 平成22年９月　ARIAKE U.S.A., Inc. 取締役社長 （重要な兼職の状況） ジャパンフードビジネス㈱代表取締役社長 Ariake Europe N.V.取締役社長	983,030株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位および担当(重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	田川　智樹(たがわ　ともき) (昭和29年1月28日生)	昭和51年３月　有明食品化工㈱入社 平成３年６月　当社取締役製造二部長 平成５年７月　当社取締役九州工場技術開発部長 平成11年６月　当社常務取締役九州工場長兼九州工場技術開発部長 平成14年５月　当社専務取締役第２工場長兼技術開発部長、総務部管掌 平成15年３月　F.P.Natural Ingredients S.A.S. 取締役 平成16年１月　Ariake Europe N.V. 取締役（現任） 平成16年２月　ARIAKE U.S.A., Inc. 取締役社長 平成17年６月　当社代表取締役副社長 平成19年１月　青島有明食品有限公司 董事長 平成19年５月　台湾有明食品股份有限公司 董事長（現任） 平成19年６月　当社代表取締役社長（現任） 平成23年１月　F.P.Natural Ingredients S.A.S. 取締役社長（現任） 平成25年11月　Henningsen Nederland B.V.取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 台湾有明食品股份有限公司 董事長 F.P.Natural Ingredients S.A.S.取締役社長 Henningsen Nederland B.V.取締役社長	33,928株

候補者番号	氏名(ふりがな) (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	岩城(いわき) 勝利(かつとし) (昭和23年6月23日生)	昭和52年３月　有明食品化工㈱入社 平成３年６月　当社専務取締役内部監査室長 平成11年７月　有明食品化工販売㈱取締役社長 平成13年４月　当社入社（有明食品化工販売㈱の合併・解散による） 平成13年６月　当社取締役経営管理室長兼大阪支店長 平成14年５月　当社専務取締役 平成15年６月　青島有明食品有限公司董事長 平成17年６月　当社専務取締役営業本部長 平成20年６月　当社専務取締役内部統制室長 平成22年２月　青島有明食品有限公司董事長（現任） 平成26年６月　当社代表取締副社長海外関連企業管掌兼内部統制室長（現任） （重要な兼職の状況） 青島有明食品有限公司　董事長	90,095株
4	白川(しらかわ) 直樹(なおき) (昭和32年2月28日生)	昭和56年４月　有明食品化工㈱入社 平成10年４月　当社九州工場品質管理部長 平成11年３月　当社九州工場製造部長 平成11年６月　当社取締役九州工場製造部長 平成13年６月　当社取締役第２工場製造部長 平成18年５月　当社取締役技術開発部長（現任）	9,910株
5	松本(まつもと) 幸一(こういち) (昭和33年3月30日生)	昭和54年２月　有明食品化工㈱入社 平成13年４月　当社経理部長 平成19年６月　当社取締役経理部長兼経営管理室長（現任） 平成26年１月　青島有明食品有限公司監査役（現任）	20,217株
6	内田(うちだ) 芳一(よしかず) (昭和35年4月19日生)	昭和63年４月　有明食品化工販売㈱入社 平成13年４月　当社入社（有明食品化工販売㈱の合併・解散による） 平成18年４月　当社東京営業第１部長 平成19年６月　当社取締役東京営業第１部長 平成23年２月　当社取締役営業統括部長（現任）	1,512株

（注）１．岡田甲子男氏は、ジャパンフードビジネス㈱の代表取締役社長を兼務しており、当社と同社との間に施設利用料の受入の取引関係があります。また、同氏はAriake

Europe N.V.の取締役社長を兼務しており、当社と同社との間には原材料・商品の仕入の取引関係があります。

2．田川智樹氏は、F.P.Natural Ingredients S.A.S.の取締役社長を兼務しており、当社と同社との間に原材料・商品の仕入及び資金の貸付の取引関係があります。同氏は台湾有明食品股份有限公司の董事長を兼務しており、当社と同社との間に原材料・商品の仕入及び製品・商品の販売の取引関係があります。同氏はAriake Europe N.V.の取締役を兼務しており、当社と同社との間には原材料・商品の仕入の取引関係があります。

3．岩城勝利氏は、青島有明食品有限公司の董事長を兼務しており、当社と同社との間に原材料・商品の仕入、製品・商品の販売及び資金の貸付の取引関係があります。

4．その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	井阪健一（いさか けんいち） (昭和６年２月17日生)	昭和28年４月　野村證券㈱入社 昭和58年11月　同社取締役副社長 平成５年７月　東京証券取引所副理事長 平成11年６月　平和不動産㈱代表取締役 平成15年６月　当社監査役（現任）	－
2	大野剛義（おおの たけよし） (昭和10年７月６日生)	昭和33年４月　㈱三井銀行（現㈱三井住友銀行）入行 平成４年６月　同行代表取締役専務 平成８年６月　㈱さくら総合研究所（現㈱日本総合研究所）代表取締役社長 平成11年９月　㈱治コンサルタント代表取締役（現任） 平成15年６月　当社監査役（現任） （重要な兼職の状況） ㈱治コンサルタント代表取締役	－
3	竹下直慶（たけした なおよし） (昭和16年４月15日生)	昭和39年４月　㈱住友銀行（現㈱三井住友銀行）入行 平成元年６月　同行取締役 平成５年４月　住銀投資顧問㈱代表取締役社長 平成13年４月　㈱レナウン代表取締役副社長 平成18年６月　藤森工業㈱監査役 平成22年６月　当社監査役 平成26年６月　藤森工業㈱社外取締役（現任） 平成26年６月　当社社外取締役（現任）	700株

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
　　２．井阪健一氏、大野剛義氏、竹下直慶氏の各氏は社外取締役候補者であります。
　　３．井阪健一氏は、金融・証券に携わった長い経験と応汎な知識を有しており、その高い見地を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。
　　４．大野剛義氏は、金融・経済に携わった長い経験と応汎な知識を有しており、その高い見地を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者としており

ます。

5．井阪健一氏および大野剛義氏は、現在当社の社外監査役でありますが、それぞれの社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。

6．竹下直慶氏は、金融・経済に携わった長い経験と応汎な知識を有しており、その高い見地を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。

　同氏は、社外監査役に就任して４年、社外取締役に就任して１年になります。

7．当社は、竹下直慶氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合引き続き独立役員とする予定であります。また、井阪健一氏、大野剛義氏の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

8．当社は竹下直慶氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案が承認された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

　当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5,000千円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

第５号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

　当社の取締役の報酬額は、平成18年６月１日開催の第28回定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが､第２号議案｢定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分は含まないものといたしたいと存じます。第２号議案および第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は６名となります。

第６号議案　監査等委員の報酬額設定の件

　当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額5,000万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第２号議案および第４号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

第７号議案　役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役８名および監査役１名に対し、従来の支給額および当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与を総額63,800千円（取締役分58,300千円、監査役分5,500千円）支給することといたしたいと存じます。

第８号議案　退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、任期満了で取締役を退任いたします月足太維助氏、和泉仁司氏、岡田直己氏、および監査役を退任いたします木村守洋氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社が定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等の決定は、取締役については取締役会に、監査役については第２号議案「定款一部変更の件」、第４号議案「監査等委員３名選の件」の承認可決を条件として選任される監査等委員の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は以下のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略　　歴
月足（つきあし）　太維助（たいすけ） （昭和23年１月28日生）	平成13年６月　当社取締役 平成14年５月　当社常務取締役 （現在に至る）
和泉（いずみ）　仁司（ひとし） （昭和25年８月27日生）	平成３年６月　当社取締役 平成17年６月　当社常務取締役 （現在に至る）
岡田（おかだ）　直己（なおき） （昭和40年６月20日生）	平成19年６月　当社取締役 （現在に至る）
木村（きむら）　守洋（もりひろ） （昭和17年９月29日生）	平成11年６月　当社常勤監査役 （現在に至る）

以上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

アリアケジャパン株式会社　当社九州第２工場

長崎県北松浦郡佐々町
小浦免字小浦浜1572番地21
電話（0956）63－5500

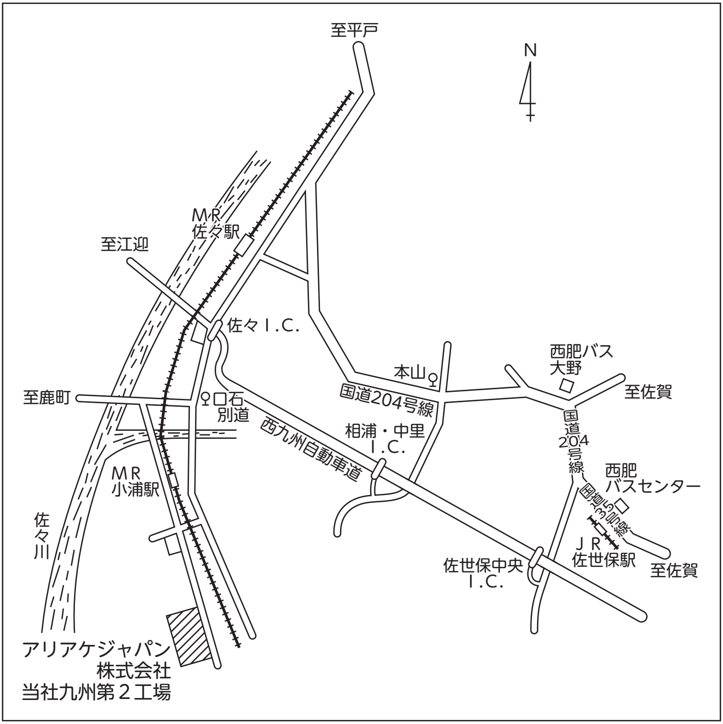

●ＭＲ松浦鉄道、小浦駅より徒歩15分
●ＪＲ佐世保駅より西九州自動車道佐々I.C.経由で、車で約25分
●長崎空港より佐々バスセンター行き空港特急バスで佐々バスセンターまで約１時間43分

※当日、ＪＲ佐世保駅みなと口へ午前９時までにお集りの節は、バスを準備いたしますのでご利用ください。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

FSC
www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK